

給与の種類	支給条件		支給日	備考
	支給対象者	支給率又は支給額		
特 殊 手 当	よう船手当	練習船がよう船された場合に、次の船員が乗船して遠洋航海作業に従事したとき (1) 船長 → 月額 1,200円 (2) 機関長 → " 1,050円 (3) 通信長 → " 1,010円 (4) 1等航海士および1等機関士 → " 960円 (5) 2等航海士および2等機関士 → " 820円 (6) その他船員法第3条の職員 → " 660円	てあん分した額	
	入渠手当	練習船が入渠した場合に船体の修繕作業に従事した次の船員 (1) 船長 → 日額 180円 (2) 機関長 → " 170円 (3) 通信長 → " 150円 (4) 1等航海士および機関士ならびに2等航海士および機関士 → " 160円 (5) その他船員法第3条の職員 → " 130円		
	特別乗船手当	練習船に乗船し、漁業に関する調査、試験、観測もしくは水産教員の実習指導または遭難船救助の作業に従事した次の職員 (1) 船長およびこれと同等と認める者 → 日額 250円 (2) 機関長およびこれと同等と認める者 → " 200円 (3) 通信長、航海士、機関士およびこれと同等と認める者 → " 150円 (4) その他の職員 → " 130円		
	多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年で編成する学級を担任する教育職員（管理職手当又は給料の調整額を支給される職員を除く） 小学校の単級 → 授業又は指導に従事した日1日について 80円 小学校の3以上の学級および中学校の単級 → " 60円 2カ学年の単級 → " 50円		翌月の給料支給日
7 隔遠地手当	山間地その他の交通の著しく困難な地に所在する公署として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員	5級 給料+扶養手当×25% 4 " " ×20 3 " " ×16 2 " " ×12 1 " " ×8	給料の支給日	
8 へき地手当	交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する小学校または、中学校として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員	隔遠地手当と同じ	同上	
9 超過勤務手当 休日給	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員 ・午後10時～午前5時まで..... → ・上記以外の時間の勤務..... → ・休日の勤務..... →	給料×12×1.5 1時間の額 = $\frac{\text{給料} \times 12 \times 1.5}{52 \times 44}$ 1時間の額 = $\frac{\text{給料} \times 12 \times 1.25}{52 \times 44}$ (注) へき地手当、隔遠地手当または夜間勤務手当の支給を受ける職員にあっては給料に当該手当を加えたものとする。	翌月の給料支給日	
10 宿日直手当	宿直または日直勤務等を命ぜられた職員 宿直または日直..... → 土曜日の半日直..... →	1回について 420円 1回について 210円 ただし、同1人が引き続いて宿直勤務をしたとき 540円	同上	